

マレーシア競争委員会に対する長期専門家の派遣について

令和4年11月1日

公正取引委員会

公正取引委員会は、マレーシア政府の要請に応じて、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、マレーシア競争委員会に対して、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家として派遣することとした。

マレーシアでは、平成24年から競争法が施行されており、現在、改正競争法制定・施行に向けた準備が進められている。

これに伴い、マレーシア競争委員会は職員の能力強化体制の整備を図っていることから、長期専門家派遣は、同委員会の職員に対して、知見や助言を提供し、競争法の執行及び競争政策の策定に関する能力向上を目的として実施するものである。

記

- 1 派遣期間：令和4年11月1日～令和6年10月31日（予定）
- 2 派遣先機関名：マレーシア競争委員会
- 3 主な活動内容：競争法に関する研修やアドボカシー活動の支援（※）

※ 具体的な活動内容については、今後、長期専門家及びマレーシア競争委員会の間において、効果的な活動の実施に向けた議論を行った上で決定することとなっている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課 電話03-3581-1998（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/index.html